

非常変災その他緊迫事態における非常措置要領

2 措置の決定について

(1) 「大雨、暴風を含む特別警報」・「暴風警報」が発令された時、および台風の影響で①「JR琵琶湖線(米原～京都間)」または②「京阪石山坂本線」が発令から運休の時の対応

- | | |
|-------------------------------|-------------------------|
| 1. 午前6時までに解除され、①・②両線が運転再開した時 | → 平常通りの授業 |
| 発令中または①・②どちらかが運休の時 | → 自宅待機 |
| 2. 午前7時までに解除され、①・②両線が運転再開した時 | → 3限目より授業
(10:35に登校) |
| 発令中または①・②どちらかが運休の時 | → 自宅待機 |
| 3. 午前10時までに解除され、①・②両線が運転再開した時 | → 午後より授業
(13:10に登校) |
| 4. 午前10時現在発令中、または①・②どちらかが運休の時 | → 休校 |